

那須烏山市建設工事検査要綱

平成17年10月1日
那須烏山市要綱総第5号

改正

平成19年3月30日要綱総第4号
平成21年1月19日要綱総第3号
令和4年9月12日要綱総第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須烏山市建設工事検査規程（平成17年10月那須烏山市規程第24号。以下「規程」という。）第14条の規定により、市が行う建設工事の検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和4年要綱総1号〕

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱で定めるもののほか、規程で使用する用語の例による。

追加〔令和4年要綱総1号〕

(検査員)

第3条 規程第4条第1項の検査員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職員を充てるものとする。

- (1) 専門検査員 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に掲げる職員
 - ア 総務課が発注した工事 市長が指名する職員
 - イ 総務課以外の課が発注した工事 総務課の職員
- (2) 指定検査員 工事担当課長又は工事担当課長が指名した者

2 前項の規定により区分された検査員が行う検査は、次のとおりとする。

- (1) 専門検査員 請負金額が130万円以上の工事
- (2) 指定検査員 請負金額が130万円未満の工事

全部改正〔令和4年要綱総1号〕、一部改正〔平成19年要綱総4号・21年3号〕

(検査員の制限)

第4条 工事担当課長は、検査を実施しようとする工事の監督職員に当該工事の検査員を命じてはならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

一部改正〔令和4年要綱総1号〕

(中間検査)

第5条 規程第5条第3項の規定により行う中間検査は、検査員が必要と認めるものについて実施する。

全部改正〔令和4年要綱総1号〕、一部改正〔平成19年要綱総4号〕

(完成検査)

第6条 規程第5条第4項の規定により行う完成検査は、工事の完成後に必ず行うものとする。ただし、規程第5条第2項第2号の規定により工事の契約を解除した場合を除く。

全部改正〔令和4年要綱総1号〕

(検査の準備)

第7条 規程第6条第2項の規定により検査に立ち会う監督職員は、次に掲げる事項のうち必要な事項について、準備又は措置を講じて立ち会うものとする。

- (1) 契約書、設計図書、工事写真、品質及び施工管理資料
- (2) 測量機械器具、写真機及び黒板
- (3) 測点及び主要構造物の寸法の表示
- (4) その他検査員が必要と認める用具

一部改正〔令和4年要綱総1号〕

(検査の方法)

第8条 検査員は、契約書に基づき、土木工事検査技術基準、建築工事検査技術基準等に適合しているか否かを確認し、工事の実施状況、出来形、品質その他必要な事項を現地において検査しなければならない。

2 前項の基準は、栃木県県土整備部、農政部等の基準による。

全部改正〔令和4年要綱総1号〕

(工事成績の評定)

第9条 工事成績の評定は、那須烏山市建設工事成績評定規程（平成17年10月那須烏山市規程第25号）により行うものとする。

全部改正〔令和4年要綱総1号〕

(修補又は改造)

第10条 規程第9条第1項第1号の「不適合の程度が軽易なもの」とは、その程度が小規模で修補又は改造が容易であり、かつ、21日未満で完了すると認められるものをいう。

2 規程第9条第1項第2号の「修補若しくは改造に要する期間が相当の日数を要するもの」とは、21日以上60日未満で修補又は改造が完了すると認められるものをいう。

3 規程第9条第1項第2号の「修補若しくは改造が困難と認めるもの」とは、コンクリート構造物又は鋼構造物等において、工事目的物の出来形が設計図書又は出来形基準を著しく逸脱し、前項の規定による修補又は改造の措置を講じることが不可能と市長が認めるものをいう。

一部改正〔令和4年要綱総1号〕

(軽微なものの措置)

第11条 前条第1項に該当するもののうち、特に軽微なもの又は7日未満で修補又は改造が完了するものと認められるものについては、検査員が口頭又は工事検査指示書の様式に準じて措置することができるものとする。

一部改正〔令和4年要綱総1号〕

(再検査)

第12条 前条の規定による措置をした場合の再検査は、その処理報告の確認をもって検査合格とすることができる。

一部改正〔令和4年要綱総1号〕

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔令和4年要綱総1号〕

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日要綱総第4号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月19日要綱総第3号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年9月12日要綱総第1号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の那須烏山市建設工事検査要綱により検査を行う工事は、この要綱の施行の日以後に市が発注する工事について適用し、同日前に市が発注した工事については、なお従前の例による。